

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～機械の掃除を行う際に機械の運転を停止しなかった疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和8年3月3日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社豊和化成ほか1名

（所在地:愛知県名古屋市守山区小六町 事業内容:プラスチック製品製造業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和7年3月12日、株式会社豊和化成本社工場において、同社の労働者（19歳）が機械の清掃作業中、機械と設備とに挟まれて、頭部外傷により死亡する災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転の停止をしなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害発生時、機械を停止せず、危険を防止するため必要な措置を講じなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

○労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）

（事業者の講ずべき措置等）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第二号、第三号 略）

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項(第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
(第二号、第三号、第四号 略)

(罰則)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）

(掃除等の場合の運転停止等)

第 107 条 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
(第二項 略)